

Spc jinjiken news

民間企業の平均給与 415 万円 2年連続増加 (10月1日)

国税庁が「民間給与実態統計調査」の結果を発表し、民間企業で働く人が2014年に得た平均給与が415万円（前年比0.3%増）となり、2年連続で増加したことがわかった。1年間を通じて勤務した給与所得者は4,756万人（同2.4%増）で、過去最多を更新した。正規労働者の賃金が478万円（同1.0%増）、非正規労働者の賃金が170万円（同1.1%増）だった。

介護事業者の倒産件数が最多に (10月1日)

介護事業者の倒産件数が今年1月～8月に55件となり、昨年の年間倒産件数（54件）を超えたことが東京商工リサーチの調査でわかった。小規模事業者（従業員5人未満）の倒産が37件で前年同期から倍増し、比較的新しい事業者（平成22年以降設立）が全体の半数以上（29件）を占めた。今年4月の介護報酬の引下げや人手不足による人件費増が影響している。

求人倍率 1.23 倍に改善 23年ぶりの高水準(10月2日)

厚生労働省が8月の有効求人倍率を発表し、1.23倍（前月比0.02%上昇）となり、1992年1月（1.25倍）以来23年7カ月ぶりの高水準となったことがわかった。同日に総務省が発表した完全失業率



は3.4%（同0.1ポイント悪化）だった。同省では、好条件の仕事を探す自発的な離職が増えたことが影響したと分析している。

国民医療費が初めて 40 兆円を突破(10月7日)

厚生労働省が「平成25年度国民医療費」を発表し、同年度に使われた国民医療費は40兆610億円（前年度比2.2%増）と7年連続で増加し、初めて40兆円を超えたことがわかった。1人当たりの医療費は31万4,700円（同2.3%増）。同省は、高齢化や医療技術の高度化が主な要因であると分析している。〔関連リンク〕平成25年度国民医療費の概況

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-iryohi/13/index.html>

情報流出後の番号変更ミスで 400 人に誤った額を支給 (10月15日)

日本年金機構の年金情報流出問題にからみ、年金受給者の基礎年金番号の変更に伴う手続きでミスがあり、約400人に誤った額の年金が支給されていたことがわかった。同機構では今後、支給額が不足していた約200人には差額を振り込み、支給額が多かった約200人については12月の定期支給日に差額を差し引いて支給するとしている。

年休取得率が2年ぶりに低下 人手不足が影響か (10月15日)

厚生労働省が「平成27年 就労条件総合調査」の結果を発表し、2014年の年次有給休暇取得率は47.6%で、前年比1.2ポイント低下したことがわかった。取得率が低下したのは2年ぶり。業種別では製造業や卸売業・小売業などで前年に届かず、同省は「景気情勢の回復を背景に人手不足となっていることが一因」と分析している。〔関連リンク〕

平成27年就労条件総合調査の概況

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/15/index.html>

1億総活躍への財源捻出で「子育て支援への企業負担増」政府方針（10月15日）

政府は「1億総活躍社会」の柱となる子育て支援や少子化対策の充実に向け、企業が負担する「子育て支援向け拠出金」を増額して財源とする方針を固めた。新たに年間数百億～1,000億円程度を確保する見込みで、2016年通常国会への子ども・子育て支援法改正案提出を目指す。一方で、雇用保険料率を引き下げ、全体として企業負担は増えないようにする方針。

厚労省の労使関係調査 企業のほうが好意的（10月19日）

厚生労働省が昨年7月に、全国の3,200事業所とそこで働く3,500人を対象に互いの労使関係について尋ねたところ、関係が「安定的」と認識している企業が86.9%に上るのに対し、「良好」とする労働者は55.1%にとどまっていたことがわかった。関係が「不安定」「やや不安定」と答えた企業は1.6%で、関係が「やや悪い」「非常に悪い」と答えた労働者は11.3%だった。



事務ミスによる国民年金減額に救済制度創設へ（10月21日）

厚生労働省は、年金事務所や市区町村などで国民年金の事務処理や説明にミスがあり、本来の受給額よりも少なくなったり、無年金になったりした人を対象にした救済制度の案をまとめた。証拠をもとに保険料の後払いや免除の申請を認める内容で、来年4月より運用を開始する方針。

70歳以上でも働ける企業が3万社に（10月21日）



厚生労働省が2015年の「高年齢者の雇用状況」を発表し、条件付きを含めて70歳以上でも働ける企業は約3万社に上り、比較可能な2009年以降で過去最高を記録したことがわかった。希望者全員が65歳以上まで働ける企業も10万8,000社に増加した。同省では、ハローワークに65歳以上の求職者専門の窓口を設けるほか、2016年度からは65歳以上の従業員を多く雇う企業への助成金を拡充するなど、高齢者の雇用環境を整える方針。

〔関連リンク〕平成27年「高年齢者の雇用状況」集計結果

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000101253.html>

「通知カード」配達開始へ 不審電話急増に懸念（10月22日）

マイナンバーの「通知カード」の配達開始日が10月23日に決定し、11月にかけて順次、簡易書留で各世帯へ届けられる。受け取ることができなかった世帯には専用の不在票が入られ、郵便局で1週間保管される。配達開始に伴い、個人情報を探ってきたり何からの理由をつけて金銭を要求してきたりする不審電話が増えることが懸念されており、警察庁などは注意を呼びかけている。

トピックス● 平成 27 年度の地域別最低賃金の改定状況

平成 27 年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。すべての都道府県において増額改定が行われ、全国加重平均で対前年比 18 円の上昇となりました。使用者が地域別最低賃金額以上の賃金を支払わない場合、最低賃金法第 40 条により、50 万円以下の罰金に処されます。

都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成 26 年		都道府県名	最低賃金時間額 ()内は平成 26 年	
北海道	764 円	(748 円)	滋賀	764 円	(746 円)
青森	695 円	(679 円)	京都	807 円	(789 円)
岩手	695 円	(678 円)	大阪	858 円	(838 円)
宮城	726 円	(710 円)	兵庫	794 円	(776 円)
秋田	695 円	(679 円)	奈良	740 円	(724 円)
山形	696 円	(680 円)	和歌山	731 円	(715 円)
福島	705 円	(689 円)	鳥取	693 円	(677 円)
茨城	747 円	(729 円)	島根	696 円	(679 円)
栃木	751 円	(733 円)	岡山	735 円	(719 円)
群馬	737 円	(721 円)	広島	769 円	(750 円)
埼玉	820 円	(802 円)	山口	731 円	(715 円)
千葉	817 円	(798 円)	徳島	695 円	(679 円)
東京	907 円	(888 円)	香川	719 円	(702 円)
神奈川	905 円	(887 円)	愛媛	696 円	(680 円)
新潟	731 円	(715 円)	高知	693 円	(677 円)
富山	746 円	(728 円)	福岡	743 円	(727 円)
石川	735 円	(718 円)	佐賀	694 円	(678 円)
福井	732 円	(716 円)	長崎	694 円	(677 円)
山梨	737 円	(721 円)	熊本	694 円	(677 円)
長野	746 円	(728 円)	大分	694 円	(677 円)
岐阜	754 円	(738 円)	宮崎	693 円	(677 円)
静岡	783 円	(765 円)	鹿児島	694 円	(678 円)
愛知	820 円	(800 円)	沖縄	693 円	(677 円)
三重	771 円	(753 円)			
全国加重平均額				798 円	(780 円)

■ 最低賃金の計算方法を確認しておきましょう ■

- 時給制の場合：「時間給 \geq 最低賃金額」ならOK
- 日給制の場合：「{日給 \div 1日の所定労働時間} \geq 最低賃金額」ならOK
- 月給制の場合：(月給 \times 12) \div 年間総所定労働時間 \geq 最低賃金額」ならOK

*最低賃金の対象から除かれる賃金額

- ・臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われている賃金（賞与など）
- ・所定労働時間を超える時間の労働、所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金、休日割増賃金など）
- ・午後 10 時から午前 5 時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）
- ・精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

新情報！● 厚生労働省関係の主な制度変更(平成27年10月)

厚生労働省より、平成27年10月頃から施行(実施)される厚生労働省関係の主な制度変更のうち、特に国民生活に影響を与える事項についてお知らせがありました。

そのうち、年金関係と雇用・労働関係の事項を紹介します。ご存知のことが多いかもしれませんが、今一度確認しておいてください。

■ 厚生労働省関係の主な制度変更(平成27年10月)／年金関係と雇用・労働関係 ■

年金関係	内容	実施時期	主な対象者
被用者年金制度の一元化	平成27年10月から厚生年金保険に公務員及び私学教職員も加入することとし、被用者年金制度が厚生年金保険制度に統一される。	平成27年10月1日	厚生年金保険、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済の加入者等
厚生年金保険料率の引上げ	厚生年金保険料率は9月分(10月分給与の源泉徴収)から0.354%引上げ(～8月分17.474%、9月分～17.828%)	平成27年9月～(9月分の保険料は、10月分給与の源泉徴収から適用)	厚生年金保険の被保険者、事業主等
国民年金保険料の5年後納制度の開始	10年後納制度を実施してきたが、その終了後は、徴収時効(2年間)の過ぎた過去の国民年金保険料の未納期間のうち、過去5年間の保険料を納付することができる制度が、平成27年10月から平成30年9月までの3年間の時限措置として開始される。	平成27年10月1日～平成30年9月30日	老齢基礎年金の受給権を有しておらず、過去5年以内に未納期間を有する方
雇用・労働関係	内容	実施時期	主な対象者
最低賃金額の改定	都道府県ごとに定められている地域別最低賃金額が改定される。 すべての都道府県で、時間額16円から20円の引上げ。	平成27年10月1日以降、各都道府県で順次発効	すべての労働者とその使用者
青少年の雇用の促進等に関する法律の一部施行等	若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況等が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定し、これらの企業の情報発信を支援する。	平成27年10月1日	常時雇用する労働者が300人以下の事業主
青少年の雇用の促進等に関する法律の一部施行等	多様な人材の円滑な就職等を推進するため、ジョブ・カードを「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして見直し、その普及・促進を図る。	平成27年10月1日	事業主、求職者、在職労働者、教育訓練機関等
労働者派遣法の改正	<ul style="list-style-type: none"> 派遣事業の健全化 派遣労働者の雇用安定とキャリアアップ 労働者派遣の位置付けの明確化 より分かりやすい派遣期間規制への見直し 派遣労働者の均衡待遇の強化 	平成27年9月30日	派遣労働者、派遣元事業主、派遣先
労働契約申込みみなし制度の施行(労働者派遣法関係)	派遣先が、一定の違法派遣を受け入れた時点で、派遣先が派遣労働者に対して、当該派遣労働者の派遣元事業主における労働条件と同一の労働条件を内容とする労働契約の申込みをしたものとみなす制度	平成27年10月1日	派遣労働者、派遣元事業主、派遣先

2015年11月号

☆ 施行（実施）から1か月程度経ちますが、対応すべきもので、未対応のものはないでしょうか？ 各制度の内容なども含め、ご質問があれば、気軽にお声かけください。